

教育民生常任委員会会議録

令和6年3月15日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	黒澤一夫	副委員長	倉岡誠
	委員	田村富男	委員	中山一男
	委員	児玉悦朗	委員	丸岡孝文

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 兎澤周平

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	阿部 正幸	健康福祉部長	佐藤 康司
健康福祉部保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	村木真智子	教育部長	大里 豊
大湯ストーンサークル館長	花海 義人	市民部次長 兼 市民課長	佐藤千絵子
教育次長 兼 総務学事課長	渡部 裕之	生活環境課長	奈良 洋一
生活環境課政策監 兼 コミュニティ推進班長	阿部美沙子	税務課長	成田 匡
税務課政策監 兼 課税班長	館花 新一	税務課収納管理監 兼 収納管理室長	佐藤 京子
福祉総務課長	井上 真	福祉総務課政策監 兼 総務企画班長	阿部 厳祐
すこやか子育て課長	工藤 千秋	すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長	成田 文子
すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長	児玉 愛子	あんしん長寿課長	成田 真紀
あんしん長寿課政策監 兼 介護予防班長	石川 紀子	生涯学習課長	古田 渡
スポーツ振興課長	児玉 充	スポーツ振興課政策監	田原 智明
市民課主幹 兼 戸籍年金班長	小館香志美	市民課主幹 兼 支所窓口班長	武藤 妙子
税務課主幹	大里 宏昭	新型コロナウイルス感染症対策室主幹	櫻田 佳奈
総務学事課主幹 兼 総務班長	大森美佳子	総務学事課指導主事	阿部 博之
文化の杜交流館長	成田小百合	生活環境課副主幹 兼 環境推進班長	金澤里香子
市民課副主幹 兼 国保医療班長	丸岡 正則	税務課収納管理室副主幹	内藤 良富
福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長	藤原美恵子	福祉総務課副主幹 兼 保護班長	大里 透
すこやか子育て課副主幹	齋藤 雅	あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長	田山 公江
総務学事課副主幹 兼 学事指導班長	田村めぐみ	生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長	村木 芳
生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長	安保 俊光	スポーツ振興課副主幹	児玉 純哉

午後1時00分 開会

【開 会】

○黒澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

【委員長あいさつ】

○黒澤委員長 本日の会議であります。去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案10件及び継続審査としておりました陳情2件について審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

【会議進行に当たっての注意事項】

○黒澤委員長 ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いいたします。会議記録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいようご協力をお願いします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○黒澤委員長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。

報告を受ける前に会議の進め方について、皆さんにお諮りしたいと思います。

通常でありますと、午前中からの会議であります。本日は午後1時からの会議であります。委員の皆様から会議の進め方に何かございましたら、発言していただきたいと思っております。副委員長。

○倉岡副委員長 午前中からの会議であれば、審議を重ねていく上で午後からの会議も可能であるわけですが、今回は午後からの会議ということで、審議の流れによっては今日中に終わらないということは不可能に近いと想定できます。

そういう意味では、一定の時間を区切りにしながら、次回18日月曜日も含めて会議を進めていくという流れがいいのかなと、そう思います。

○黒澤委員長 ただいま発言がありました。よろしいですか、皆さんそういうことで。

(「異議なし」の声あり)

○黒澤委員長 それではそういうことで進めてまいります。

それでは、報告願います。市民部長。

○阿部市民部長 それでは市民部からは4件ご報告いたします。委員会資料の3ページをお願いいたします。

初めに、鹿角市国民健康保険事業特別会計の将来推計についてであります。将来にわたり安定的な国保運営を図るため、毎年度の予算編成に合わせ、向こう5年間の収支の推計を行っております。

令和元年度、令和5年度と2度にわたり、全体として引き下げる方向で国民健康保険税の改定を行っておりますので、基金残高の見込みを的確に捉えていくことが重要であるとの考えから、推計を行っているものであります。

推計の内容については、資料により、のちほど担当課長からご説明いたします。

次に2つ目、地方税法等改正に伴う国民健康保険税の見直しについてであります。

見直しの1点目は、課税限度額の引上げです。

医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響などの観点から、保険料負担に一定の限度を設ける措置が講じられております。しかし、高齢化等により医療給付費が増加する中で、この上限額を引き上げずに、保険料率のみの引上げによって必要な保険料収入を確保した場合、高所得層の負担は変わらない一方、所得が十分に伸びない中では中間所得層の負担が重くなってしまいます。

このことから、国では毎年度、社会保障審議会の医療保険部会での議論を経て、課税限度額の引上げを行っており、具体的には、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくことを基本として調整が行われております。その結果、令和6年度においては、後期高齢者支援金等賦課額、本市の場合は課税額でありますけれども、これを2万円引き上げ、24万円に、全体では106万円となる予定です。

2点目は、地方税法等改正に伴う、国民健康保険税の見直しであり、軽減判定所得の算定にあたって被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあっては29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯にあっては53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減対象が拡大される予定です。

今回の見直しにより、国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、これらの改正に係る地方税法等の改正は、令和6年3月末の公布、4月1日施行が見込まれるため、専決処分により条例を改正させていただきたく、ご理解をお願いします。

次の4ページをお願いいたします。

3点目ですが、令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定についてであります。

後期高齢者医療における保険料は、高齢化による医療費の増加を反映する等のため、2年に1度見直しが行われており、秋田県後期高齢者医療広域連合では、去る2月8日に開かれた広域連合議会において令和6年度及び7年度の保険料の改定が決定されております。

一人当たり医療費の増加や団塊の世代の加入による被保険者数の増などを考慮して保険料の算定を行った結果、所得割率は現行より0.75ポイント引き上げ9.02%に、均等割額は950円引き上げ4万5,260円に、また、年収約1,000万円を超える方を対象とする賦課限度額については、66万円から80万円に引き上げられます。

なお、今回の制度改正による令和6年度からの新たな負担に関して2つの経過措置が設けられております。

1つは、令和6年度の所得割の賦課限度額に関する激変緩和措置で、令和6年度中に75歳に到達して被保険者となった方、令和6年度中に障害認定を受けて被保険者となった後、当該障害認定を受けた広域連合の区域内に住所を有さなくなった方、これらを除きまして、賦課限度額を73万円とします。

2つ目には、出産育児一時金に係る費用を後期高齢者医療制度からも支援する仕組みの導入に伴いまして、負担が増えることに係る激変緩和措置として、基礎控除後の総所得が58万円までの方、年金年収では211万円相当以下の方となりますが、この被保険者におきましては、令和6年度の所得割率を8.35%、賦課限度額を67万円とするものです。

報告事項の4点目ですが、令和5年度空き家実態調査の結果についてであります。今年度、5年に1度の実態調査を行いました。その結果について、資料により、担当課長から報告いたします。

私からは、以上です。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 それでは、市民部資料1をお開き願います。

鹿角市国民健康保険事業特別会計の将来推計についてご説明いたします。

この資料は、令和6年度以降、現行税率を維持し、不足分を基金繰入金で補うこととして、令和10年度までの財政見込みを示したものであります。

①歳入の1款 国民健康保険税については、今年度税率の引下げを行い、おおむね見込みどおり推移している状況であります。今後も減収が続くと見込んでおり、令和7年度に団塊の世代の、後期高齢者医療への移行がピークに達し、その後、被保険者数の減少はゆるやかになると見込んでおります。人口減少や被用者保険の適用拡大などによる被保険者の減少が、税金へ大きく影響する

と推計としております。

②歳出の2款 保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費は増加するものの、被保険者数の減により全体としてはゆるやかに減少すると見込んでおります。

また、3款 国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減少により医療給付費分は減少を見込んでおり、後期高齢者支援金分 及び介護納付金は 微減と見込んでおります。

資料の下段になりますが、③財政調整基金の令和5年度末残高は、7億4,293万2,000円と見込んでおり、令和6年度以降、5,000万円から8,000万円ずつ、基金から国保会計への繰入れを行うこととし、令和10年度末の基金残高は、3億8,971万5,000円と推計しております。

今後においても、税收や事業費納付金の推移、国の動向などを注視し、持続的な制度となるよう国保財政の健全化に努めてまいります。

私からは以上です。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 生活環境課からは、今年度実施した空き家実態調査の結果についてご報告いたしますので、資料2をお願いいたします。

1の調査期間ですが、本市の空き家状況を確認するため、市内全域を対象に10月から12月にかけて、専門資格を有する調査員により現地調査を実施しております。

なお、調査に当たっては、国が示すガイドラインに沿って、建物の構造や破損の程度、敷地内にある家屋以外の構築物の状況確認のほか、立木の腐朽、植物の繁茂などの項目について調査しており、調査結果を点数化し、中段に記載しましたレベル1からレベル3までの3段階に、総合的な適正管理度を判定しております。

2の調査総数ですが、既存の空き家台帳や固定資産課税台帳などから抽出した住家1,637件を対象として調査しております。

3の空き家件数で示している表は、今回の調査結果と平成30年に実施した前回の調査結果を地区ごとに示したものになりますが、今回の空き家と判定した総数は1,377件と、前回調査時と比較して409件（42.2%）の増となりましたが、総合的な適正管理度の内訳を見ますと、概ね適正に管理されている「レベル1」と判定された空き家が403件と大幅に増加しており、人口減少などに伴い新たに空き家となった物件が急増したものと捉えております。

また、地域的な違いはありますが、管理がやや不十分である「レベル2」と判定された空き家は489件と前回比較で38件の減、管理が不十分と判定された「レベル3」の空き家は122件と前回から44件の増となりましたので、主に前回レベル2と判定された空き家が、経年劣化等により今回レベ

ル3に移行したものと推測しております。

4の表については、レベルごとに判定している総合的な適正管理度を、建物適正管理度とその他構造物等の適正管理度の調査結果の詳細を、更に細分化して示したものになりますが、表の見方といたしましては、右側のレベル3と判定された中でも、より右側に記載があるほど管理できていない物件であることを示しており、C cと判定されている、合計3件については、長期に渡る管理不全により、著しい損傷が見られる物件と言うこととなります。

最後に、今後の対応ですが、今回の調査結果を基に、本市空き家台帳を更新するとともに、対象となった空き家の所有者等に対し、調査結果を示して物件の適正管理を求める文書を送付するとともに、使用可能な空き家の利活用や解体支援に関する情報提供を行うほか、危険度が高い空き家については、周辺住民への影響も考慮しながら、継続して状況を注視するなど、市民の安心・安全な生活環境の確保に努めることとしております。

説明は以上となります。

○黒澤委員長 佐藤部長。

○佐藤健康福祉部長 続きまして、健康福祉部の所管事項を報告します。

次第に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

初めに、かづの厚生病院産婦人科外来の診療体制の変更についてであります。現在、大館市立総合病院、秋田大学、岩手医科大学から医師を派遣していただき、表のとおり、週4日の外来診療体制となっております。

先般、大館市立総合病院に医師を派遣している弘前大学から、マンパワー不足の深刻化などにより、質の高い医療提供を維持することが困難になるため、外来診療体制の見直しを行いたいと連絡があり、毎週月曜日に行っていた外来診療を、4月から第2・第4月曜日の隔週に変更することになりました。

市としましては、現状の体制を維持していただけるようお願いしましたが、大館市立総合病院においても現在の産婦人科医5名体制は維持されるものの、指導医が減り、大館を空けることが難しい配置となると伺い、今回の変更を了承いたしましたところでもあります。

今後も引き続き、外来診療体制の維持を要望しながら、妊産婦の経済的負担の軽減に取り組むとともに、新年度から設置するこども家庭センターでの包括的な支援により精神的負担の面からもサポートを行ってまいります。

○黒澤委員長 村木専門官。

○村木健康福祉部保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 続きまして、6ページを

お願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告いたします。

この表は、令和3年の接種開始から令和6年2月末現在までの接種状況になりますが、総接種件数は、11万7,694件であります。一番多い方で接種回数が7回となっております。内訳としては1・2回目の初回接種では、65歳以上の方の接種率が約95%、12歳から64歳以下の方が約88%と高い接種率となっております。回数が進むにつれ、接種率は低迷してきております。

本市で実施してきた接種は、開始当初から医師会の全面的な協力が得られ、各医療機関での個別接種を主体に実施してきました。そのため、かかりつけ医のもとで安心安全に実施でき、接種しやすい環境を構築することができました。

特例臨時接種として全額公費負担での実施は、この3月末をもって終了となります。来年度からは、65歳以上の方や基礎疾患を有する60歳から64歳までの方を対象とした定期接種に変更となります。市としましては、この定期接種の対象と、任意接種の対象となる小児と妊婦に接種費用の一部助成を行う予定であり、詳細が決まり次第、市民の皆様へ情報提供を行い、感染症による蔓延防止に努めます。

以上で所管事項の報告は終わります。

○黒澤委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、市民部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○児玉委員 説明は受けたんですけど、これでいくと、令和10年には、財政調整基金の残高が半分とまではいかない感じはするんですけど、減っていくという感じなんですけど、これは、やむを得ないという判断だと思んですけど、なぜこんなに減っていくんですかね。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 ただいまの、財政調整基金の令和10年度の減っていく状況についてということですがけれども、平成30年度の国保の制度改革前までは、ある程度の金額を財政調整基金に置いておく必要があり、急激な保険給付の増加等があれば、基金を使って補うという制度になっていましたけれども、30年度の改革以降は、そういった給付の急激な高騰等に備える必要がなくなって、増えた分は交付金として入ってくるという形になりましたので、この時からは基金をある程度使いながら運用していくという形に改めております。

基金については、これまで数年間、基金の積上げの状況になって、令和5年度末においても7億円というふうな額で多くなっておりますので、税率の引下げを行った際にも、基金を今後も活用しながらやっていくというふうな見通しで、こういった数字は適当なものとして判断しております。

先ほどの制度改正といったものは、平成30年度から県が財政運営の主体になりましたので、鹿角市だけで給付に備える必要がなくなったということでございます。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 この資料1の見方がよく分からなかったので質問したんですけど、もう少し分かりやすくしてもらいたいなと思ったんですけど、なんでこんなに、いわゆる資金的に逼迫していくのかというところがすごく疑問で、何か努力次第では改善の方向に向かえるような、そういうことっていうのは現時点では考えられない——対象者が対象者なので、どんどん対象者が減っていく、あるいは高齢化していくと、そういった意味合いではしょうがないというふうな考え方でいいんですよね。お金が足りなくなったら国で補填してもらって、そういうふうな感覚で我々も大丈夫なんじゃないかな。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 まず、この基金なんですけども、ここだけを見ますと、急激に減っているという状態に見えるわけですが、これ以前、平成29年度以前につきましては、基金の残高は、およそ2億円から4億円程度で推移しておりました。先ほど次長が申しましたとおり、平成30年の国保改革以降、基金の残高が増えることが見込まれておりましたので、令和元年度にも税率を下げております。それでもまだ基金のほうが増えておりましたので、今年度、新たにまた税率を下げて、被保険者に還元をする形でその分を積み立てた基金を財源としてまして引下げを行っているということになります。（「わかりました。ありがとうございます」の声あり）

○黒澤委員長 ほかにございませんか。倉岡副委員長。

○倉岡副委員長 空き家実態調査、先ほどお聞きしましたけれども、この空き家については年々増えていく傾向にあるかと思えますけれども、やはり気になっているのは、ここで赤の表示、レベル3の分野なんですけれども、状況によっては近隣住民に危険な状況が生まれたり、また、そういう状況がなくても、家屋が崩壊しつつある状況だとすれば、いろんな野生動物の住みかになったり、いろんな面で市民の生活に悪影響を与えるような状況があらうかと思えます。

そういう中で、持ち主に対しての働きかけはきちっとされているものと思えますけれども、その持ち主の方々が、現状、資金的な部分も含めて、対応できる状況にないと明らかに分かるような方々に対しては、どのような対策を講じていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 財政面に余裕のない方で、空き家をお持ちの方につきましては、財政的に苦しいのも承知ですけれども、管理に関しては所有者が行うこととしているた

め、行政ではやはり管理をしていただくということを前面に出して——代執行に関しましては、倒壊の恐れがあると判断した際には、対策協議会等で検討し判断をしまして、進めていくこととしております。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 すみません、補足します。

財政的な支援ということなので、これまでは空き家の除却に対して50万円ほど支援しております。非課税、いわゆる所得の低い方については、1件当たり70万円まで支援する金額を増やして、いわゆる空き家を除却するためのきっかけづくりを進めておりますし、秋田銀行の借入金というふうなこともありまして、特別な利率でお貸しできる制度もありますので、それらを使いながら、あくまで所有者の自己管理の中で行っていただくことが大前提であるものと考えております。その上で、どうしても空き家の除却に手が付けられない場合もしくは所有者が判明していないような場合であれば、そのときに法にのっとり代執行を考えると——まあ、最終手段となりますので、それらを基本的に進めていきたいと考えております。（「はい。分かりました」の声あり）

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 この空き家の問題なんですけど、これ5年に1度の調査を今出してもらっているんですが、毎年調査というわけにはいかないんでしょうか。いろいろ労力的な話もあると思うんですけど。今回この4番のC cが3軒と。これがまあ、1番ひどい件数だと思うんですけど、C bが53件あるんですね。これが今度C cに移るんですね、多分、状況的には。そうすると——そう簡単にはいかないと思うんですけど、数が増えるのが予想されるので、やはり、例えばこのレベル3だけは毎年調査して、C bがC cになりましたみたいな、そういう流れの調査って必要なんじゃないかなと私は思うんですけど、全部やらなくても——まあ、やってますって言われればそれまでなんだけどさ、そういう質問です。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 レベル3につきましては、緊急度追跡調査として、毎年職員が行っております。現況確認をして把握に努めております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 それは例えばこういう委員会の席では発表する予定は。聞かれたら答えるっていう感じですよ。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 これまでも調査時には報告してきたかと思っています。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 市内全域を対象にした5年に1回の調査については、その調査をした後に報告させていただいている状況にあります。ただ、ご指摘のように毎年実施している職員による把握については、この委員会の中ではご質問がなければ定期的な報告はしておりません。ただ、年1回もしくは2回、空き家対策協議会という会議を定期的を開催しておりまして、市長が会長になりますけれども、その委員会では定期的に件数の報告はさせていただいております。

以上です。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に健康福祉部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

○黒澤委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。田村委員。

○田村委員 付託事件の審査については、本会議場でも詳しく説明を受けておりますので、この場での説明は簡略にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○黒澤委員長 ただいま田村委員から説明については簡略にという発言がございました。そういうことで、皆さんからも説明をお願いしたいと思います。

初めに、議案第8号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案書の37ページをお願いします。

議案第8号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明します。

提案理由ですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、施設の重要事項の書面掲示の義務付け見直し等のため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

改正内容についてですが、第23条の掲示等については、利用者が施設を選択するための教育・保育の内容や運営状況に関する重要事項について、書面掲示の義務付けに加え、インターネットに

よる情報の提供を義務づけます。

次に第 53 条の電磁的記録等については、次のページの第 2 項第 2 号において、書面の交付または提出に代わって電磁的方法により提供する場合の記録媒体の種類を指定しないこととするため、「磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を、「電磁的記録媒体」に改めます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものとしますが、第 23 条については、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 9 号鹿角市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○成田あんしん長寿課長 40 ページをお開き願います。

議案第 9 号鹿角市介護保険条例の一部改正について説明します。

提案理由ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が施行されることに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定める等のため条例を改正するものです。

今回の改正は、所得に応じた保険料の負担段階を 9 段階から 13 段階に改め、高所得者の保険料を引き上げるとともに、低所得者の保険料上昇を抑制し負担軽減を図るものです。

41 ページをお願いします。

第 4 条は保険料率を規定しておりますが、第 1 項から第 4 項までの対象とする期間は、「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改めます。

第 1 項第 1 号から第 3 号までの低所得者に係る保険料は改正案のとおり引き下げます。新たに

第10号から第13号までを追加し、高所得者に係る保険料を定めます。

また、第2項から第4項までは、低所得者の保険料について、第1項の規定にかかわらず、さらなる負担軽減を行うこととし、軽減後の保険料を規定します。

42ページをお願いします。

第6条は、賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の算定について規定しておりますが、負担段階の新設に伴い、文言を追加します。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

また、改正後の第4条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとします。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○**黒澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**黒澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第10号鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田あんしん長寿課長** 43ページをお開き願います。

議案第10号鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明します。

提案理由ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、介護サービスに係る各基準を整備する等のため条例を改正するものです。

改正の対象となるのは4つの条例で、議案は112ページまでとなります。

44 ページからの第 1 条は、鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例で、夜間対応型ホームヘルプやデイサービス等に関する規定であります。

82 ページからの第 2 条は、鹿角市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で、小規模多機能型の居宅介護サービスやグループホーム等に関する規定です。

94 ページからの第 3 条は、鹿角市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で、要支援認定者を対象にした介護予防ケアプラン作成や指定介護予防支援事業者に関する規定です。

103 ページからの第 4 条は、鹿角市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例で、要介護認定者を対象にしたケアプラン作成や指定居宅介護支援事業者に関する規定です。

改正内容は各条例に共通し多岐にわたることから、規定ごとの説明は割愛し、主な改正事項について一括してご説明いたします。

改正事項の 1 つ目は、管理者の兼務範囲の明確化です。

事業所の効率的な運営の観点から、管理者が兼務できる事業所や施設の範囲を、同一敷地内ではなくても差し支えない旨を規定します。

改正事項の 2 つ目は、記録媒体を指定する規定の見直しです。

各種届出や記録方法において、新たな情報通信技術の導入や活用を進めるため「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」などの特定の記録媒体を指定する規定を見直し、「電磁的記録媒体」に表現を改めます。

改正事項の 3 つ目は、身体的拘束等の適正化に関する項目の追加です。

身体的拘束等の原則禁止や行う場合の記録に関する規定がない訪問系・通所系サービス等について、新たに規定を設けます。

改正事項の 4 つ目は、重要事項の掲示の原則に関する項目の追加です。

事業所内での書面掲示を求めている運営規定等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトへの掲載を義務付けます。

改正事項の 5 つ目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける項目の追加です。

利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため委員会の設置を義務付けます。

改正事項の 6 つ目は、協力医療機関との連携体制の構築に関する項目の追加です。

入所者の病状の急変等が生じた場合に、適切な対応が行われるよう地域の医療機関と連携体制を構築することについて義務付けます。

改正事項の 7 つ目は、新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携体制に関する項目の追加です。

新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を構築するため、対応について取り決めておく努力義務を課すものです。

改正事項の 8 つ目は、緊急時における対応方法の定期的な見直しを義務付ける項目の追加です。

緊急時等の対応方法について、配置医師や協力医療機関の協力を得て、年に 1 回以上見直しを行うことを義務付けます。

このほかに、第 3 条では、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされたことに伴い、基準項目を追加します。また、利用者との面接にテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするほか、介護予防サービス計画の実施状況等に関する市への情報提供について規定を追加します。

第 4 条では、サービス利用者に対する説明と理解を得ることについて、指定居宅介護支援事業者の努力義務として規定するほか、業務効率化を進め人材を有効活用するため、介護支援専門員の人員基準を見直します。

111、112 ページをお願いします。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 1 項各号の重要事項の掲示の原則に関する改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 項は、身体的拘束等の適正化に係る経過措置として、新条例施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における規定の適用について、規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とします。

第 3 項は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置として、令和 9 年 3 月 31 日までの間における規定の適用について、規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とします。

第 4 項は、協力医療機関との連携に関する経過措置として、令和 9 年 3 月 31 日までの間における規定の適用について、規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とします。

以上で、議案第 10 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○児玉委員 111 ページの最後なんですけど、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と変更すると。次のページでいくと、「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」というふうに変更すると。この理由を聞きたいんですけど、要は緩くなっている気がするんですけど、これをこういうふうに変更する何か事件か何かがあったんですけど。何でこういうふうに変更することにしたんですけど。

○黒澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 全ての事項がこれに伴うわけではないですが、令和3年度に基準改正を行った際に、事業所での実施が緩和されていたものになります。それが、令和6年度からは実施が義務付けられることとなっておりますが、努力義務の期間がまた延びるということで、こういった表現がされております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第17号令和5年度鹿角市一般会計補正予算(第13号)中、歳出、2款2項市民共働費、4項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款1項1目保健衛生総務費、5目新型コロナウイルス感染症対策費、10款教育費を議題といたします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりますのでよろしく願いいたします。奈良課長。

○奈良生活環境課長 それでは13号補正予算書の18ページをお開きください。

2款2項市民共働費であります。2目生活安全対策費の説明欄コード0401地域公共交通維持確保対策事業の154万5,000円については、事業実績の確定による国県の補助金額が確定したことに伴い、生活バス路線運行費補助金を増額するものです。

以上です。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 19 ページをお願いいたします。

続きまして、3 款民生費について説明いたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費のコード 010、1 民生児童委員協議会業務委託料 18 万 5,000 円からその下の 3 款 1 項 2 目障害者福祉費のコード 0220 障がい者サポートセンター指定管理料 162 万 6,000 円までの委託料及び指定管理料の増額は、いずれも 2 月 20 日の当常任委員会で報告いたしました消費税課税事業として取り扱うところを非課税事業として取扱いをしていたものであります。

そのため、今年度分のそれぞれの委託契約について、消費税相当分を増額するものです。

3 款 1 項 6 目後期高齢者医療費 116 万 7,000 円の減額は、秋田県後期高齢者医療広域連合へ支払う事務費負担金の確定により減額するものです。

20 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費のコード 0203 かづの厚生病院支援補助金 384 万 7,000 円の減額ですが、令和 5 年度から補助金の算定基礎となる病床数が変更になったことにより、実績見込み額に合わせて減額するものです。

4 款 1 項 5 目新型コロナウイルス感染症対策費のコード 0225 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、実績見込みによる減額のほか、会計年度任用職員 2 名分の人件費を新年度に繰り越すものです。

コード 0235 P C R 検査センター運営事業の 340 万 2,000 円の減額は、市交流センター内に開設していましたが検査センターを 5 月末で閉鎖したことから、実績額に合わせて減額するものです。

4 款は以上です。

○黒澤委員長 古田課長。

○古田生涯学習課長 次に教育費であります、25 ページをお願いします。

10 款 5 項 6 目文化の杜交流館事業、188 万 6,000 円の減額は、文化ホール自主事業の開催に係る印刷製本費や、イベント委託料などの実績見込みによるものです。

以上で、説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳出、2 款 2 項市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に歳出、2款4項1目戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に3款民生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款1項1目保健衛生総務費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款5目新型コロナウイルス感染症対策費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款教育費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第17号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第17号中、当常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第18号令和5年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題いたします。

これより当局の説明後、順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは説明をお願いします。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長

33ページをご覧ください。

議案第 18 号令和 5 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

第 1 条、債務負担行為の追加は、第 1 表債務負担行為補正によります。

34 ページをご覧ください。

第 1 表ですが、令和 6 年度当初から業務を円滑に行うため、3 月中に契約を行う必要がある国保税の滞納管理システム保守委託料を追加するものです。

以上で議案第 18 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 18 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 19 号令和 5 年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これより当局の説明後、順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは説明をお願いします。成田課長。

○成田あんしん長寿課長 38 ページをお開き願います。

議案第 19 号令和 5 年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

第 1 条は、債務負担行為について定めております。

39 ページをお願いします。

第 1 表 債務負担行為は、令和 6 年度当初から業務を円滑に行うため、3 月中に契約を行う必要がある 5 業務について設定し、限度額は記載のとおりであります。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 19 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 22 号令和 6 年度鹿角市一般会計予算中、歳入、1 款市税、歳出、2 款 2 項市民共働費、3 項徴税費、4 項戸籍住民基本台帳費、3 款民生費、4 款 1 項保健衛生費、2 項清掃費、7 款 1 項 3 目消費者行政推進費、10 款教育費を議題といたします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりますのでよろしく願いいたします。 それでは説明をお願いします。成田課長。

○成田税務課長 議案第 22 号令和 6 年度 鹿角市一般会計予算について説明いたします。

当初予算書の 16 ページをお開き願います。

初めに歳入 1 款の市税です。

1 項 1 目の個人市民税は、米概算金の増額や新型コロナからの景気回復といったプラス要因があるものの、納税者数の減少もあって、前年度と横ばいとなる 9 億 9,383 万円、同じく 2 目の法人市民税は、原材料価格の高騰や物価の上昇など、企業の収益環境は不確実とする見方や今年度の納税実績等を考慮し、こちらもほぼ横ばいとなる 1 億 8,187 万 5,000 円を計上しております。

2 項 1 目の固定資産税は、3 年に 1 度の評価替えによって、地価の減少に加え、家屋の経過年数による価値の減少率が反映され、前年度比約 2%減となる 14 億 6,522 万 1,000 円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は、総台数が減少する一方で、新税率の適用台数は増加し、前年度と横ばいとなる 1 億 3,026 万 8,000 円を計上し、4 項 1 目の市たばこ税は、税率引上げの経過措置が終了し、今年度の実績等も踏まえ、横ばいとなる、2 億 4,611 万 2,000 円を計上しております。

最後に 5 項 1 目の入湯税は、今年度上期の実績が、新型コロナ禍前の約 8 割から 9 割程度に回復するなど、こうした傾向を踏まえ、約 20%増となる 2,731 万 1,000 円を計上し、市税全体では、前年度と比較して 2,563 万 4,000 円、率にして 0.83%減となる 30 億 4,461 万 7,000 円を計上いた

しました。

歳入の説明は以上です。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 続きまして、歳出の説明をします。66 ページからになります。

2 款 2 項 1 目共働推進費については、職員の人件費のほか、自治会活動の活性化に対する支援事業や男女共同参画推進事業の費用を計上しております。

コード 0101 自治会振興事業では、自治会長会議や地域づくりリーダー研修会を開催し、市政の情報共有を図るとともに、自治会元気づくり応援補助金や自治会館建設事業費補助金などの活用により、地域活動の核となる自治会活動の基盤強化を図られるよう支援をしております。

次の 67 ページをお願いします。

コード 0107 集落支援事業では、生活環境課内に集落支援員 2 名を配置し、地域の課題等を把握する状況調査や話し合いを支援するほか、集落活動応援事業費補助金などにより、具体的な活性化事業に取り組む自治会や地域への支援を進めてまいります。

次のコード 0110 男女共同参画推進事業では、第 4 次男女共同参画計画に掲げる「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、持続可能な活力のあるまちの実現」を目指して、啓発講座やワークライフバランス優良企業表彰などを実施するほか、新たに男女共同参画推進事業セミナーを開催し、更なる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次の 68 ページをお願いします。

2 目生活安全対策費については、総合相談や人権啓発活動、交通安全や防犯、公共交通、空き家対策などについての事業費を計上しております。

下段のコード 0201 交通安全対策推進事業では、交通指導隊運営費のほか、交通安全宣誓式や交通安全市民大会などの経費を計上しておりますが、指導隊員の高齢化などにより、必要な指導隊員の確保に苦勞しているため、関係機関と連携し、地域ぐるみで交通安全対策が実施できるよう効率的に取り組んでいくこととしております。

69 ページをお願いします。

コード 0401 地域公共交通維持確保対策事業では、鹿角市地域公共交通計画に基づき、将来にわたって地域公共交通の維持確保を図るため、効率的な運行路線の再編を検討するとともに、主要交通結節点を接続する生活バス路線への運行費補助や、廃止代替路線などの運行業務委託を継続して実施するほか、新たに、二種免許取得費用の助成や交通弱者対策の拡充、路線バス定期券購入費の一部助成を行うことで、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図ります。

70 ページをお願いします。

コード 0450 空き家等適正管理推進事業では、空き家の適正管理を推進するため、空き家等対策協議会の開催や危険老朽空き家の解体費用の助成を行うほか、令和 5 年度に実施した、空き家実態調査の結果を基に、空き家所有者等に対する適正管理指導を行います。

また、新たに空き家からの落雪について、所有者不明などにより、除排雪が困難であるなど、一定の条件を満たす場合に市が対応することで、安心・安全な生活の確保を目指します。

次に下段の 4 目市民センター費については、4 地区の地域づくり協議会等の指定管理による市民センター施設の管理運営や地区ごとに特色ある事業を実施するほか、各市民センターの照明設備について、計画的に LED 照明化を進めるため、設計、工事を行います。

また、地域活性化に向けた取組をさらに進めるため、協議会が実施する、地域づくりミーティングなどの取組を支援してまいります。

71 ページをお願いします。

5 目交流センター費については、交流センターの管理費に関わる、共動パートナー事務委託料などを計上するほか、建設から 40 年が経過し、施設機能の経年劣化が進んでいることから、外壁、空調、配管等の大規模改修工事に伴う実施設計費用を計上し、施設の長寿命化を図ってまいります。

2 款 3 項 1 目税務総務費は、職員の人件費や関係団体等への負担金が主なものです。

72 ページをお願いします。

2 目賦課費では、税の賦課事務に係る経費を計上しており、森林環境税の賦課開始に伴うシステム改修や e L T A X 端末の更新などを予定しています。

74 ページをお願いします。

3 目徴収費では、収納事務に係る滞納管理システム機器の保守や借上料などを計上しております。

76 ページをお願いします。

2 款 4 項 1 目戸籍住民基本台帳費のコード 0102 個人番号カード交付事務費ですが、次のページの 1 行目、システム導入委託料は、新たに、マイナンバーカードの交付や管理のためのシステムを導入するほか、電子証明書の更新時期を迎える方が多くなっていることから、申請書の自動作成システムを導入し、窓口の利便性向上を図ってまいります。

以上で 2 款の説明を終わります。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、3 款民生費について説明いたします。

83 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費ですが、この目は特別会計への繰出金、生活困窮者への支援事業や、社会福祉協議会への各種事業委託料、福祉保健センターの管理費などを計上しております。

85 ページをお願いします。

説明欄のコード 0255 多機関協働事業ですが、複雑化・複合化し、支援や解決が困難な事案に対して、支援の方向性の調整、関係機関の役割分担、支援プランの作成など、支援機関のサポートやコーディネート、訪問活動を行うための経費を計上しております。

コード 0256 自立相談支援事業では、生活保護に至る前の段階での自立に向けた支援を図るための相談窓口や、ひきこもりのための居場所づくり事業等を行うものです。

86 ページをお願いします。

2 目障害福祉費ですが、この目は、障がい者に対するサービス給付費と障がい者等の自立した日常生活を支援する地域生活支援事業、障害支援区分認定に係る経費などを計上しております。

87 ページをお願いします。

コード 0210 障害者自立支援給付事業は、障がい福祉サービスの介護給付や訓練給付等について、利用者の増加や高齢化等による支援区分の重度化により前年度当初予算と比較し、2,100 万円程の増額となっております。

その下のコード 0215 障害児施設給付事業についても、放課後デイサービスや児童発達支援事業の利用増加により、前年度当初予算と比較し、3,000 万円ほどの増額となっております。

89 ページをお願いします。

3 目老人福祉費ですが、この目は、敬老祝金や養護老人ホームへの入所措置費のほか、高齢者の生活支援策として、会食サービスや福祉タクシー、住宅の除排雪に係る経費などを計上しております。

91 ページをお願いします。

コード 0261 地域包括支援センター運営事業から 92 ページのコード 0263 地域介護予防活動支援事業までは、いずれも継続事業であります。重層的支援体制整備事業の実施に伴い、特別会計から移行しております。

4 目老人福祉施設費ですが、高齢者施設 3 か所の運営に係る経費を計上しております。

94 ページをお願いします。

5 目医療給付費のコード 0201 福祉医療給付事業ですが、県の制度改正に従い、令和 6 年 8 月から、精神保健福祉手帳 1 級の所持者で自立支援医療の認定を受けている方が福祉医療給付の対象に加わるほか、市が独自で拡充してきた高校生世代までの給付については、県においても 8 月から所得制限を撤廃して対象に加えることとされており、引き続き子どもの医療費無償化を実施して

まいります。

6 目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金や特別会計への繰出金を計上しているほか、コード 0120 後期高齢者健康推進事業では、高齢者の健康で自立した生活を実現するため、次のページになりますが、ポピュレーションアプローチ健康教育委託料を計上し、生活機能の低下を防止するフレイルチェックや低栄養予防、口腔ケアなどの健康教育を進めてまいります。

95 ページをお願いします。

2 項 1 目児童福祉総務費ですが、この目は、児童福祉に係る一般事務費、こども家庭センター運営事業、ファミリー・サポート・センター運営事業等に要する費用を計上しております。

説明欄の下から 4 行目、システム改修委託料については、令和 6 年 10 月からの児童手当の制度改正に伴うシステム改修に必要な経費を計上しております。

96 ページをお願いします。

コード 0205 こども家庭センター運営事業については、令和 6 年度から市町村への設置が努力義務とされた母子保健と児童福祉の両機能を併せ持った、こども家庭センターの設置に要する費用となりますが、主に人件費として現在、配置している家庭相談員、母子保健支援員に加え、子ども家庭支援員の配置を予定しております。これにより、妊産婦や全ての子供と家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の経済的、または子育ての悩みなど複合的な課題に応じた支援まで、切れ目のない支援体制を整えるものです。

97 ページをお願いします。

コード 0275 子育て世帯訪問支援事業ですが、子育て家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施するものです。

なお、国の事業整理により、現在実施している養育支援訪問事業の中の育児・家事援助部分がこちらの事業に移行されるものですが、その他の保健師等の専門的相談支援については、こども家庭センター運営事業の中で実施してまいります。

2 目児童措置費ですが、この目は、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業に関する委託料のほか、保育サービス充実事業、保育料や給食費の支援に係るすこやか子育て支援事業、児童手当と児童扶養手当の給付、子ども未来センターの管理運営費、及び保育施設等の施設整備に係る経費などを計上しております。

98 ページをお願いします。

コード 0216 すこやか子育て支援事業ですが、これまでの保育料、副食費の負担軽減に加え、新たに 3 歳以上児のご飯の無償提供を開始いたします。

この主食提供に関しては次のページの、説明欄 1 行目の主食提供事業委託料については、保育園で調理を行う公立 6 施設分の米代と、人件費のランニングコストで、2 行目の施設用備品購入費についても公立施設における炊飯器等の購入費用となります。

4 行目の主食提供環境整備事業費補助金とその下、保育園等主食提供費補助金については、私立保育園を対象としたイニシャルコストとランニングコストに対する補助金となります。

コード 0501 認可保育施設整備事業と、コード 0505 認定こども園施設整備事業ですが、いずれも照明設備器具の省エネ更新に係る予算で、施設改修工事費は花輪さくら保育園の照明設備更新工事、その他の実施設計委託料については、毛馬内保育園と八幡平なかよしセンターの照明設備更新のための実施設計委託料となります。

3 目母子福祉費と次のページの 4 目母子福祉施設費は、ひとり親家庭の相談支援に当たる母子・父子自立支援員の配置や、ハニーハイムかづのの指定管理料等を計上しております。

5 目児童福祉施設費ですが、この目は放課後児童クラブ及び児童センターの管理運営に要する費用を計上しております。

103 ページをお願いします。

2 目扶助費ですが、生活保護世帯は令和 5 年 12 月末現在で 274 世帯 310 人、人口 1,000 人当たりの保護率は 11.2 パーミルで、昨年同時期の 10.8 パーミルから 0.4 ポイント上昇しております。

生活保護受給世帯の約 6 割を高齢者世帯が占めており、被保護者の死亡や施設入所等による廃止のケースもあることから、今年度の実績見込みを踏まえた予算計上としております。

104 ページをお願いします。

4 項 1 目国民年金事務取扱費は、法定受託事務に係る経費となります。

以上で 3 款の説明を終わります。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続きまして、4 款衛生費についてご説明します。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の主な事業は、次のページ以降になりますが、医師確保対策事業、かづの厚生病院支援事業、健康意識啓発事業、妊産婦・乳幼児に係る支援事業、こころの健康づくり推進事業のほか、各種検診事業を計上しております。

コード 0202 医師確保対策事業ですが、地域医療の充実を図るため、医師の確保を図るものです。

次のページとなりますが、医師確保業務委託料 314 万円ですが、医師の人材派遣会社を通じて医師を紹介していただき、秋田県厚生連で採用が決まった場合には、成功報酬を市が人材派遣会社に支払うというものです。

かづの厚生病院の医療体制の充実を目指すもので、人材派遣会社と市、秋田県厚生連と三者契約を締結し、かづの厚生病院で常勤医師として雇用が成立した場合に、成功報酬として市が支払うという内容です。

2つ下の医学生修学資金貸付金 960 万円ですが、令和 6 年度に医学部 2 年生となる学生 3 名と、今後の合格発表の状況によりますが 1 年生 1 名分の修学資金貸付金です。

なお、医師修学資金を借りている方の状況ですが、現在、医師の後期研修中の方が 3 名、初期臨床研修 2 年目の方が 2 名の合わせて 5 名となります。

その下の鹿角地域医療推進学講座設置事業費寄附金 805 万円は、秋田県と小坂町と共同で岩手医科大学に寄附講座を設置するもので、令和 6 年度は現在の第 3 期期間の最終年度になります。

コード 0203 かづの厚生病院支援事業ですが、かづの厚生病院支援補助金 6,181 万 4,000 円は、特別交付税を財源として救急医療及び小児科医療の運営、さらに中核病院として地域医療の維持確保を図るために、助成を行うものです。

その下のかづの厚生病院医師確保対策支援補助金 2,533 万 6,000 円は、かづの厚生病院の小児科特殊領域を担当する医師、産婦人科、精神科の非常勤医師を招聘するための人件費と、病院の 16 診療科と病理検査を担当する非常勤医師の交通費や宿泊費について、その 2 分の 1 を補助するものです。

これらのかづの厚生病院の補助金は、対象となる補助金総額を市が 80.5%、小坂町が 19.5%の割合で按分し、それぞれ補助するものです。

コード 0210 健康意識啓発事業の次のページ、健康セミナー開催委託料 108 万 9,000 円は、市民の健康意識の向上を目指すため、昨年度に続きライザップとの連携協定の下、年間を通じて幅広い世代を対象とした健康教室を開催するものです。

コード 0225 妊産婦支援事業の出産・子育て応援給付金は全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠時 5 万円、出産時に県の上乗せ分を併せて 7 万円を給付する事業で、経済的支援の他、出産から子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型支援を行うものです。また、その下の妊娠出産等応援給付金については市単独事業となるものですが、分娩集約に伴う交通費を含め、かかり増しとなる費用負担を軽減するため、妊娠時に 5 万円を給付するものです。

111 ページをお願いします。

2 目予防費のコード 0205 予防接種事業の予防接種委託料ですが、新型コロナワクチンが 4 月からは 65 歳以上の方や 60 歳から 64 歳で基礎疾患を有する方を対象に、秋冬の定期接種に変更とな

ることから、接種費用の一部を助成するための費用を計上しております。また、小児と妊婦については任意接種の対象となりますが、まん延予防や子育て世帯の経済的負担の軽減及び安全安心な出産に向けて支援していくため、接種費用の一部を助成いたします。

次のページをお願いします。

3目環境衛生費については、環境衛生施設管理費や鹿角広域行政組合斎場費負担金、不法投棄防止対策事業などの経費を計上しております。

次のページをお願いします。

4目環境保全対策費については、環境保全審議会や環境保全対策事業、資源リサイクル等推進事業などの費用を計上しています。

コード0205環境保全対策事業では、生活環境の維持保全に必要となる河川の水質調査や自動車の騒音調査などを実施するほか、クリーンアップ活動の開催により環境意識の向上を図ります。

115ページをお願いします。

2項清掃費については、1目清掃総務費、2目塵芥処理費及び3目し尿処理費で、それぞれ鹿角広域行政組合への負担金を計上しているほか、2目塵芥処理費では不燃物投棄場の管理費などを計上しています。

4款の説明は以上です。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 続いて7款の説明になりますので、141ページをお願いします。

中段の7款1項3目消費者行政推進費では、消費生活センターの運営経費として、相談員の人件費のほか、年々複雑化、高度化する特殊詐欺等に対応するための研修会参加費用などを計上しており、市民からの相談体制を整えてまいります。

7款の説明は以上となります。

○黒澤委員長 教育次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 続いて、10款教育費について説明します。

166ページをお願いします。

初めに、総務学事課関係ですが、10款1項1目教育委員会費は、教育委員4人に係る報酬や委員会交際費が主なものです。

169ページをお願いします。

3目教育助成費のコード0250ふるさとかつの絆プラン事業は、児童生徒が伝統芸能やボランティアガイド等の体験活動を通して小学校同士、中学校同士で交流し、連携を活発にすることで、視

野の広い人材の育成につなげてまいります。

172 ページをお願いします。

2 項 1 目学校管理費は、小学校 6 校分の管理運営経費となります。

コード 0105 小学校運営事務費は、次のページをお願いします。上から 3 段目の統合型校務支援システム導入委託料では、県内小中学校で統一された校務デジタル化を図るため、県が構築に取り組んでいる統合型校務支援システムの導入に係る経費を計上します。このシステムの導入により、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、事務負担の軽減につなげてまいります。

174 ページをお願いします。

コード 0205 小学校備品整備費は、小学校普通教室の木製机椅子について、長いもので配置から 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、児童生徒が安全で使いやすい机椅子にするため、新たに購入する経費を計上します。

次のページをお願いします。

コード 0235 I C T 活用教育事業は、小学校の I C T 支援員の継続配置に係る委託料を計上するほか、学習用端末で意見や情報を共有できるアプリや、家庭での使用に対応したフィルタリングソフトを活用し、I C T 教育の推進を図ります。

コード 0305 小学校施設管理費では、花輪小学校の照明設備について、L E D 化を図るため、実施設計を行います。

177 ページをお願いします。

3 項 1 目学校管理費は、中学校 4 校分の管理運営経費となります。

コード 0105 中学校運営事務費では、小学校と同様に、県が構築に取り組んでいる統合型校務支援システムの導入経費を計上します。

次のページをお願いします。

コード 0205 中学校備品整備費は、中学校普通教室の机椅子について、小学校と同様に新たに購入する経費を計上します。

次のページをお願いします。

コード 0235 I C T 活用教育事業では、小学校と同様に、中学校分として I C T 支援員の配置継続に係る委託料のほか、学習用端末のアプリとフィルタリングソフトに係る経費を計上します。

コード 0305 中学校施設管理費は、十和田中学校の照明設備の L E D 化と、十和田中学校トイレの洋式化を図るため、それぞれ実施設計を行います。

181 ページをお願いします。

2 目教育振興費ですが、コード 0260 部活動地域移行推進事業では、中学校部活動の段階的な地域移行を図るため、引き続き部活動地域移行検討委員会を開催し、地域にあった移行に向け検討を重ねるほか、県の計画等を踏まえ、市の推進計画を策定します。また、学校や競技団体、関係者等との協議や調整を行い、現状と課題を整理しながら、地域移行につないでいく役割を担う地域移行コーディネーター1名を新たに配置するほか、休日等部活動の地域移行に向けたモデル的な取組を検証するための経費を計上します。

下段の 4 項 1 目幼稚園費ですが、私立幼稚園の施設運営に係る給付金及び補助金が主なものとなります。

次のページをお願いします。

コード 0215 すこやか子育て支援事業では、保育園等主食提供費補助金として、保育園や認定こども園と同様に主食の提供に要する費用を助成するものです。

○黒澤委員長 古田課長。

○古田生涯学習課長 続いて、5 項社会教育費についてですが、183 ページをお願いします。

2 目社会教育振興費は、地域学校協働活動の推進、青少年の健全育成や人材育成に係る経費です。コード 0215 二十歳のつどい開催事業は、コモッセを会場として令和 7 年 1 月 12 日に開催する予定です。

184 ページをお願いします。

コード 0236 かつの人財発掘事業は、地域活性化に意欲的な人材の発掘のため、引き続き、鹿角の未来創造わげもの塾を開催するほか、これまでの塾で学んだ成果として、具体的な事業を企画し実践する機会を創出します。

186 ページをお願いします。

コード 0216 文化財保存活用地域計画策定事業は、文化財の保存・活用の取組を具現化するため、小坂町と協働で策定作業に取り組んでおりますが、令和 7 年 12 月の文化庁認定を目指し、令和 6 年度では素案まで取りまとめる予定です。

187 ページをお願いします。

4 目図書館費は、図書館の管理運営のほか、十和田図書館整備事業に係る経費ですが、コード 0310 図書館管理費は、鹿角市立図書館 2 館の管理運営を行うほか、十和田図書館については、新施設での I C 図書館情報システムの稼働に向けた、蔵書の移行作業に着手します。

188 ページをお願いします。

コード 0530 十和田図書館整備事業は、令和 6 年度末での工事完了を目指し、2 年目の工事を進

めるほか、新オープンに向け必要となる施設用備品を購入します。

次に、5目大湯環状列石費は、史跡の保存活用及び環境整備、大湯ストーンサークル館の管理運営に係る経費です。

コード0105大湯ストーンサークル館管理費は、次の189ページになりますが、中段の実施設計委託料は、館内の照明設備の更新に係る実施設計を行うものです。

コード0110出土文化財管理センター管理費は、市内の開発に伴う試掘調査や大湯環状列石関連遺跡の試掘調査を行います。

190ページをお願いします。

コード0501大湯環状列石環境整備事業は、史跡や大湯ストーンサークル館の新たな整備に向けた第二次環境整備基本計画の策定を進めるもので、検討委員会の開催や報告書の刊行に係る経費のほか、計画策定業務委託料を計上しております。

191ページをお願いします。

コード0550世界遺産活用推進事業は、北海道・北東北の縄文遺跡群関連自治体で構成される縄文遺跡群世界遺産本部と連携した事業を進めるほか、研究的な魅力向上を目的とした、新たな講座を開催します。

次に、その下6目文化の杜交流館費は、文化の杜交流館の管理運営及び自主事業の実施に係る経費ですが、192ページをお願いします。

コード0201文化の杜交流館事業は、引き続き、鑑賞を中心に芸術文化に触れる機会を創出するため、文化ホールを活用したコンサートや体験型イベントなどを開催します。

○黒澤委員長 児玉課長。

○児玉スポーツ振興課長 続きまして、6項保健体育費について説明します。

193ページをお願いします。

1目保健体育総務費ですが、人件費のほか、スポーツ推進審議会委員並びにスポーツ推進員等に係る経費を計上しております。

194ページをお願いします。

2目体育振興費のコード0242スキーと駅伝のまちづくり事業ではありますが、各種大会の負担金、補助金等について計上しております。

195ページをお願いします。

下段になりますが、下から3つ目の十和田八幡平駅伝競走全国大会参加チーム招待補助金146万4,000円は、参加チームの増加を図るため、全ての参加チームに対し宿泊費の一部を補助すること

としております。

次に、一番下の段になりますが、鹿角高校スキー・駅伝下宿補助金 300 万円は、鹿角高校への支援策として、同校のスキー部及び陸上部に在籍し、下宿等を利用して通学する生徒に対し費用の一部を補助することとしております。

197 ページをお願いします。

6 項 3 目国民スポーツ大会推進費のコード 0105 国民スポーツ大会推進費 1 億 3,170 万 3,000 円ですが、第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会開催に伴う人件費のほか、大会運営費に対する補助金を計上しております。

次に 4 目体育施設費ですが、198 ページをお開きください。

説明欄のコード 0505 体育施設整備事業の施設改修工事費 3,611 万 3,000 円は、国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会を開催するに当たり、花輪スキー場の圧雪車格納庫の改修工事を行うこととしております。

また、その下の、施設用備品購入費 4,467 万円ですが、圧雪車の格納庫改修工事に併せてクロスカントリー用圧雪車を購入することとしております。

なお、格納庫改修工事及び圧雪車購入ともに補助率 4 分の 3 の財源を見込んでおります。

○黒澤委員長 教育次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 199 ページをお願いします。

6 項 5 目のコード 0405 学校給食費は、安全・安心な学校給食を提供するほか、栄養バランスや質・量を保った給食提供を維持しつつ、保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費の一部として、1 食当たり 20 円を支援します。この支援につきましては、令和 4 年度、5 年度に続く、3 か年度目の支援となります。

以上で一般会計当初予算の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けますが、休憩したいと思います。

50 分まで休憩します。

午後 2 時 4 4 分 休憩

○

午後 2 時 5 0 分 再開

○黒澤委員長 会議を再開いたします。

これより質疑を受けます。初めに、歳入、1 款市税について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に、歳出、2款2項市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○児玉委員 先ほどの空き家の関係なんですけど、70ページになります。

危険老朽空き家除却費補助金、先ほども出たのかも分からないですけども、除却の見込み件数がどれくらいなのかお伺いしたいと思います。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 補助金の見込み件数ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) 6年度については9件を予定しております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 先ほどの表の1番右側のCのcに3件と書いてたんですけど、それ以外に来年の計画でいくとプラス6件、その辺の基準っていうのは、やはり相手との交渉次第ということによろしいでしょうかね。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 来年度、解体補助を使いたいという相談件数が、今時点で3~4件ほど来ておまして、それプラス、レベル3で通常の——予算の430万円の内訳なんですけれども、レベル3が通常の50万円が4件と、非課税世帯が70万円の2件、レベル2の30万円補助が3件を見込んでおります。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 そうすると、レベル3のC cの3件は解消されるという考え方でよろしいですか。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 C cの3件の方については、今現在、相談に来ておりませんので、今後、結果通知を発送した後に相談になると見込まれます。(「ありがとうございます」の声あり)

○黒澤委員長 中山委員。

○中山委員 1つだけ教えてください。70ページの空き家対策のところを除雪委託料があるんですけども、これは我が町内にも空き家があるんですけども、その空き家の雪が降りたとかいろんなことがあった時に自治会のほうから要望されれば、この雪は寄せてくれるという除雪費ですか。その辺のところをちょっと教えてください。

○黒澤委員長 金澤班長。

○**金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長** こちらは所有者等が不明である空き家からの落雪によりまして、市道除雪対象路線の通行に支障をきたしている場所の除雪作業となっております。

これまでも自治会等や地域からはご協力いただいておりますけれども、できることであれば今後お願いしたいところではありますので、所有者が不明等の空き家を対象としております。

○**黒澤委員長** 奈良課長。

○**奈良生活環境課長** 作成した要綱では、所有者等が対応できないことが前提となっており、社会資源、共助も含めて対応できない場合についてのみを対象としているので、地域の方から協力いただけるのであれば、協力いただきたいと思いますと考えております。

○**黒澤委員長** 中山委員。

○**中山委員** 実は去年ちょっと空き家から雪が降りて、すごく道路に積もったんですよ。朝早くから自治会長から連絡来て、行って雪寄せしてるんだけど、とても人海戦術でできない、それくらい大きい雪が降りてきたんですけども、そういう時は重機がないとなかなか寄せれないと、そういう状況になって、午前中くらいかかったんですけども、朝早く通勤に行く人もいたものですから、そういう人は歩いて行ったかと思うんですけども。そういう場合に活用できればすごくいいのかなと思っているんですけども、その辺はどうですか。

○**黒澤委員長** 奈良課長。

○**奈良生活環境課長** まずは、ご相談いただきたいと思うのですが、そもそも、所有者責任がどうしても法的について回る空き家問題ですので、もし朝方落雪があったとしても、本来であれば所有者の責任で除雪するというのが大前提です。市道は7時前に除雪が終わってしまうので、その後に落雪する案件がここ2〜3年増えておりまして、実際に相談もありました。ただ、我々としてはきちんと除雪することを目的としたものではなくて、市民生活に影響が出ないように通行できるところまでの最低限の排雪を考えておりまして、その条件に見合ったところであれば対応したいと考えております。除雪の機械の費用も準備しておりますので、まずはご相談いただきたいと思えますし、もう1つ追加でお話したいのは、冬場すぐに対応できる業者が実はいません。なので、午前中すぐに対応できるとはなかなかいかなくて、市道除雪業者はオペレーターの就業時間の関係で除雪対応できませんし、午後から例えばシルバー人材センターですとか、工務店とかと話をしながら対応できる業者を見つける前提で考えておりますので、万能ではないです。ただ、間違いなく問題となっているので、何とか対応できるように予算を計上させていただきました。

○**黒澤委員長** 中山委員。

○**中山委員** いずれ何回もあるわけではないんですけども、たまに大雪が降った時になるわけで、前

回はたまたま大堰の改修工事があって付近の事業者が除雪機械をおいてあったから、すぐ覚えた人がいたからやってもらったんだけど、やっぱり行政からやってもらわないと大変だなと思いました。その時はまず、相談に乗ってください。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 基本的には先ほどから何度も申し上げたとおり、所有者責任がありまして、1回落ちた所については、所有者をこちらのほうでも調査しています。できるだけ対応していただきたいという通知文書を出しておりますので、対策いただくことを期待しながら対応したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 70 ページ、鹿角高校スクール線運行確保補助金 50 万円。本会議での一般質問の中で、運行会社は廃止をしたいということを、新しい学校が出来ることもあるので、続けてほしいということで、何とか確保しましたという答弁があったように思います。それで、50 万円で、平均乗車人数がいくらでしたか、2 人に満たなかったような気がするんですけども、これで確保ができた金額がこの 50 万円ということなのでしょうか。

○黒澤委員長 金澤班長。

○金澤生活環境課副主幹 兼 環境推進班長 あくまでも赤字補填部分を予算計上しました。こちらの路線は小坂から花輪の小坂線という路線の延伸路線でありますので、花輪駅から花輪高校までの区間の赤字路線として対応するものとなっております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 小坂町から来て、花輪駅を通過して高校まで行く路線だということ。当然途中でバス停はあると、シャトルみたいに行って戻るだけじゃなくて、普通の生活路線として、そこを確保してもらったということですか。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 補足になるんですけども、通常その路線を委託でお願いすると、年間 100 万円単位で費用がかかるんですが、小坂から花輪駅までの延伸として位置づけることで、花輪駅から高校までの赤字部分を補填するだけで運行を継続していただけるという話になりましたので、今回 50 万円ほどの金額を支援することで、継続していただけるという話になりました。

○黒澤委員長 阿部部長。

○阿部市民部長 一般質問でもお答えしたんですが、1 本の長い路線ではないですので、認可としては、小坂線で小坂操車場から鹿角花輪駅までの既存の路線です。花輪高校スクール線というのは、

花輪駅から花輪高校の間だけで、車両としては同じく通してやるんですけども（「そこで終わっちゃうか、もう少し伸ばしてもらって話」の声あり）そうです。秋北バスからは花輪駅を起点にしたものを補填があればやれるということで、具体的には 0.6 人の乗車密度と言いましたけれども、この 50 万円の試算は、こちらで支援して運行してもらいますので、若干乗車率が上がることを見込んでおりますけれども、乗車密度を 0.9 人と見込んでの 50 万円です。4 月以降もっと乗車してもらえれば、その分収益が増えて収支不足額が減っていきますので、この補助金額も圧縮されると思っています。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かりました。花輪駅から高校まで、そこで終わらないようにするため、というお話とは十分分かるんですけども、高校生がそうすると JR の花輪駅に降りて、乗ってくるか、そこに行って高校までその路線を使うかと、乗るためにはそういうことだと思うんですけども、実際にはどれくらい利用があるだろうと見込んでの確保なんでしょうか。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 現時点で部長が話したように 0.6 人の密度なので、それほど多くない人数が利用している状況です。ただ、小坂町から十和田地域を通して、花輪駅、花輪高校と流れてきますので、高校の統合によって小坂町、十和田地区の方についてはバスを利用することが想定されますので、その分利用される方は増えるのかなど。具体的な人数になるときちんとした数字は申し上げられませんけれども、その方々が利用されることによって増えることは間違いありませんし、バス利用のアンケートを高校から協力いただきましたが、時間的に合えば利用したいというような答えもありましたので、運行を継続していただく形といたしました。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようであります。次に 2 款 3 項徴税费について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に 2 款 4 項戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に 3 款民生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

- 丸岡委員 民生委員推薦会委員報酬のところ、次年度は民生委員の改選期に当たっているのでしょうか。
- 黒澤委員長 阿部政策監。
- 阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 次回の改選期は、令和7年の12月になります。
- 黒澤委員長 丸岡委員。
- 丸岡委員 今民生委員の引受手がないということで、欠員が出ているというふうに認識しているんですけども、これからどう働きかけて民生委員を確保していく、何かそういうふうな算段があるのでしたら教えていただきたいのですが。
- 黒澤委員長 阿部政策監。
- 阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 現在定数が125ありますが、民生委員が不在の地区が11地区あります。ですので、こちらから自治会長に推薦をお願いしたり、こちらからも地区に声掛け等により探している状況です。
- 黒澤委員長 丸岡委員。
- 丸岡委員 毎年同じやり方ということですよ。なかなか難しいかと思うんですが、まあ頑張ってくださいとしか言いようがないのですが、84ページ、同じ民生委員なんですが、協議会補助金、1,091万円。これ、昨年の決算特別委員会ときに私聞かせていただいたんですけども、熊の対策ということで民生児童委員に見守り活動をお願いできないでしょうかというお願いをしたときに、諮ってみますという回答があったと思うのですが、その辺ここの項目とは違うかもしれないんですけども、何か情報があったら教えていただきたいのですが。
- 黒澤委員長 阿部政策監。
- 阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 民生委員の会長会議でお話させていただきました。その場では、熊に対する見守り活動というのは民生委員の活動ではないのではないかとこの意見が出されて、あとは個々にお任せするという話で終わりました。
- 黒澤委員長 丸岡委員。
- 丸岡委員 すみません。民生児童委員の仕事ではないというふうなご意見なのでということですよ。そうすれば例えば声掛け運動とか見守りで、朝何時にここに出られる方は出てくださってというのは、あれも民生委員の仕事ではないわけですね。
- 黒澤委員長 丸岡委員、担当者はどこへの質問ですか。どなたから答弁してもらえばいいですか。
- 丸岡委員 阿部政策監お願いできますか。
- 黒澤委員長 担当が違えば違うと答弁してください。井上課長。

○井上福祉総務課長 先ほど見守り活動について、熊の見守りという件でしたけれども、民生委員の登下校の見守り等はこれまでも行っております。熊の件に対しても見守りは、民生委員はボランティアということもありまして、熊は危険を伴いますので、そういったところについては対応が難しいということになっています。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 危ないところには近づかないという方針だというふうに捉えましたので、結構です。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 分からないので確認です。重層的支援体制整備事業という言葉が何度も出てくるんですが、これは何かの事業なんですか。何度もこの言葉が出てくるので、何かそういうパッケージみたいな事業があるのかな、というふうに思ったんですが、教えてください。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 重層的支援体制整備事業ですが、複雑化・複合化した福祉的課題を抱える方を支援する事業として、既存の事業では、介護、障がい、子供・子育て、困窮の各分野で実施している相談支援事業と地域づくり事業に加え、新たな事業として、相談支援の調整を行う多機関共同。それから訪問活動を行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等の地域づくり事業を活用して地域とのつながりを回復する参加支援事業などがありますが、それらの支援を組み合わせ、困っている方の個々のニーズに合わせた支援を行う事業となっております。

ですので、何度も名前が出てきますが、介護、障がい、子供、子育て、困窮の各分野が一体的に行う事業として、重層的支援体制整備事業ということで、まとめております。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 これは去年はなかった気がするんですけど、今年からですか。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 令和 6 年度から本格実施となっております。（「分かりました」の声あり）

○黒澤委員長 児玉委員、よろしいですか。児玉委員。

○児玉委員 聞き方がよく分かんないんだけど、いっぱいこの言葉が出てきて、皆さんが説明するときにはこの言葉を省いて、例えば相談支援とか地域活動支援とかっていう言葉で説明をいただいているんですけども、要は前と変わらないんですよ、内容的には。言葉が変わっただけですか。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 言葉が変わったというか、複雑化した課題に対応する

ために重層的支援体制整備事業というものを国で作りまして、そちらに今までの既存事業を入れたり、新しい支援を付け加えたりしている事業となりますので、変わらない部分もあるんですけども、重層的に加えることで、より一体的な支援ができると思われれます。先ほど言いました、介護や障がい、子供、困窮で今までは各分野の個別事業として支援を行っていたものが、重なり合うような形でいろんな課題を抱えている方に対して、重なり合った支援を行うという事業となっております。（「はい。ありがとうございます」の声あり）

○黒澤委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 95 ページ、3 款 1 項ですね、ポピュレーションアプローチ健康教育委託料というふうに書かれているんですけども、何でしょうか。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 こちらのほうなんですけれども、後期高齢者を対象とした健康づくりの分野の事業ということで、今までも通いの場ということで、自治会単位とかでやっているサロンの活動に対して、こちらのほうで勧誘しまして、シルバーリハビリ体操だったりとか、薬剤師の講話とかを行っておりました。そういう直営で行っていた事業について、一部事業委託を行った上で、事業を進めたいと考えておまして、そちらのほうの事業となります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 健康増進とか、孤立防止とか、そういうことの事業を委託するということですが、委託先はどちらになりますか。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 大変すみません。事業者名がすぐに出てきませんが、市外の事業者へ委託を予定しております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 金額が 292 万 7,000 円と見積もられているんですよね。これくらいの金額のものですから当然、選定に当たっていろんなところから情報を集められたと思うんですけども、まだ具体的には決まっていない、決まっている、どちらでしょうか。

○黒澤委員長 阿部部長。

○阿部市民部長 見積もりの事業者名を申し上げるのは適切かどうかわかりませんが、東京の会社からの見積もりを踏まえて、この金額を予算計上しております。実際には、ここしかなければ随意契約もあり得ますけれども、もう少し広く情報収集して、プロポなどで一番いいところに委託したいと思いますが、市外になるかもしれませんが、委託して市内 3 カ所での通いの場を運営し

てもらおうということで考えています。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 決まり次第教えていただければ結構ですけれども、この健康教育。教育っていうのは市民向けですかそれとも、例えば担当部署の職員も含めてやるというイメージなんでしょうか。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 こちらのほうは、まず圏域という言い方で市内を分けておりますけれども、市内4圏域のうち、現在、3圏域、八幡平、大湯、十和田で行う予定としております。そちらの合計ということで、対象者としましては75歳以上の高齢者を対象として市民から参加者を募って事業を行いたいと考えておまして、各種健康測定やフレイルの基本講座、口腔ケアの関係とかシルバーリハビリ体操とかを数か月実践をしていただいて、その後、フォローアップということで、実際もう1度測定して、成果が出ているかを評価していきたいと考えております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 100ページ。

放課後児童クラブなんですけど、1億3,200万円って金額大きいんですけど、その委託先あるいはその内容というか、どういった中身なのか教えていただければと思います。

○黒澤委員長 成田班長。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 放課後健全育成事業ですが、通常、放課後児童クラブと言われるものになりまして、学校の授業の後に子供を預かったり、土曜日や長期休業中、保育に欠ける子供を預かる事業となります。

主なものは、放課後児童支援員と呼ばれる人件費になりまして、事業の委託先は、大湯児童クラブは社会福祉法人愛生会にお願いしておりますが、それ以外の7つの児童クラブは、公益財団法人鹿角市子ども未来事業団のほうに委託しております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 金額が大きいので、内容についてはこういうふうに適正に行われているとか、そういういわゆるチェックみたいな、適正に行われているかどうかの検証みたいな、そういうのは誰かが行うというのはあり得るのでしょうか。

○黒澤委員長 成田班長。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 事業につきましては、毎月利用者の実績報告書等をこちらの担当課へ提出していただいておりますし、予算は概算払という形で委託料をお支払いしておりますが、最終的には翌年度、実績に応じて、実績報告書を見ながら精算いただい

ている事業となっております。（「分かりました」の声あり）

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款1項保健衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 105 ページ。

医師確保対策事業。2,500万円ですけど、この事業は長年行っている事業だと思うんですけど、この事業の結果、医師確保する見込みが出来た、あるいは、何とかめどが立ったとか、そういういわゆる成果が表れているものなのか、表れそうなのか。ちょっと言い方が微妙なんですけど、質問いたします。

○黒澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 医師確保対策事業ですが、まず、106 ページということで、例えば、医師確保業務委託料のところですが、こちらは、医師の確保を人材派遣会社に業務委託しているものです。実際結果については、成約に至っておりませんが、令和4年度から開始して、1件の相談というか申込みがあって、令和5年度は今のところ4件の相談がありました。ただ、こちらのほうは、ご本人が希望する内容と、厚生病院の条件等がまだマッチしていない状況ですので、まだ成約には至っておりませんが、相談件数は増えている印象です。

それから、下のほうに、医師修学資金の貸付金もありますが、こちらのほうも昨年度は新たに2名の方、医学部に合格した方から利用いただいておりますし、新年度も、今1名の方が利用される見込みで動いておりますので、いい方向には向かっているのではないかなと思っております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 同じような感覚がよく分からないですけど、看護師も不足している、あるいは、助産師さんも不足しているというような状況もあるかと思うんですけど、それはそれなりに補助を出しているかと思うんですけど、いわゆる、どういう成果が表れているものなのか、どうも見づらいんですけど、どのように評価なされているのかなと思ひまして。

○黒澤委員長 佐藤部長。

○佐藤健康福祉部長 現実的には、看護師とか助産師に関しては助成金はないです。ただ、厚生連のほうで放射線技師とか医療スタッフに対する助成金はありますが、鹿角市としてはないです。あと、医師のほうに関しましては、先ほど阿部政策監が申し上げたとおりでありまして、実際に人材派遣

会社から紹介は複数あるものの、厚生病院が必要としている医師とマッチングしないとか、待遇面で折り合わないとか、いろんな事情があって成約には至っていないということ。修学資金に関しては、かつて修学資金を活用して、現在、既に学校を卒業して、専攻の方についていう方々もいらっしゃいますけれども、その方々についても常時コンタクトを取りまして、ぜひ鹿角市のほうにお願いしたいという活動はしておりますが、実績としてはまだ上がっていない。実際に来た医師というのはまだいない。これを継続していくことによって、あと数年のところでは可能性はあるかなというふうには考えております。（「はい。ありがとうございます」の声あり）

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款2項清掃費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようであります。次に7款1項3目消費者行政推進費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款教育費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 171ページ。スクールバス運行業務委託料。長期継続で8,898万3,000円というところなんですけども、ちょっと先ほど高校へのバスの関係とダブるんですけども、このスクールバス、例えば空きがあったら、市民の方が一緒に乗れるということを担当同士でそういうお話しとかかってされることはあるんでしょうか。それとも、もうそっちはそっち、こっちはこっちというような感じでやられているんでしょうか。

○黒澤委員長 教育次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 地域公共交通計画の中におきましては、そういった検討も今後していくという話はお出しておりましたが、現実的な話の中では、まだそこまでには至っておりません。スクールバス自体の運行管理規程というものがございまして、こちらでは、基本的には、児童、生徒の輸送に係ることをメインとして行っております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 まあ、やってないよ。簡単に言えばそういうことで、いろいろ違うからという話だと思うんですけども、少なからず県内でも、もうスクールバスの空きを使って、市民が移動する手段

へというようは方向が、毎年増えてきてるんですよ。報道とか見ると。そういう検討をされてもいいのではないかなというふうに思いますので、質問というか、趣旨が違うかもしれませんが、担当を超えて意見交換なり、どうすればできるのかなみたいところをやっていてもらいたいという希望でございます。答弁は必要ありません。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 ICT教育の新しいソフトを使って、効率的なっていうお話もありましたけども、ICT教育のより効率的な運用と。「更新です。更新」の声あり)はい。活用教育事業なのかな。ええと175ページ。聞きたいのは、今小学校、中学校が県内の他の市町村と比べて、そのスキルというか、それはもう普通なんだというふうに認識されているのか、いや、もう少しちょっと頑張らなきゃいけないと認識されているのかお聞かせいただきたいのですが。

○黒澤委員長 阿部指導主事。

○阿部総務学事課指導主事 本市の児童生徒のタブレット端末の技術についてですけれども、12月の県の学習状況調査においても、「ほぼ毎日活用している」という値が、県平均よりも数十%多くなっている状況でありまして、また、授業を見に来た教員からも、鹿角の小中学生は、活用の技術も非常に高いというふうなお話をされております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ありがとうございます。そうすれば、もうばっちりだと。遜色ないよということだと思います。

同じく175ページの学校環境安全対策事業に関連してお聞きします。これもですね、ちょっと部門がまたぐのかもしれないんですけども、通学に係るルートでの照明っていうかですね、暗いと。例えば花輪小学校だとすると、盆坂にしてもとにかく冬期間、日が早く暮れる時間になると真っ暗けなんですよ。当然、先ほど、熊がいるっていえば熊は違うって言われるんですけども、そういう部分で安全対策、子供たちの安全対策には、やっぱり明るっていうのが一つの条件だと思うんですけども、その辺については教育委員会ではどのようにお考えなのでしょう。

○黒澤委員長 大森班長。

○大森総務学事課主幹 兼 総務班長 通学路の安全対策についてですが、通学路上で暗いとか危険だと思われる箇所につきましては、学校から連絡をいただいております、それに基づいて関係機関が通学路の合同点検を行った上で、それぞれ所管する担当が対応することとなっております。

街灯につきましては、都市整備課が所管しておりますが、街灯の設置基準に基づいて必要な場合は対応をするものと考えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 まあ、想定していたとおりのお答えであれなんですけれども、あの、やっぱり私、さっきのバスもそうなんですけれども、こういうことだよって教育委員会のほうから言ったら、例えば暗いって言ったら、確かに市道を管理しているのは建設部でしょうから、そういうところとかって、ここ何とかならないのとかって、当然、庁内の中であると思うんですよ。でもそういうところを踏ってもなおかつ、大丈夫だという、今の状況だという回答だと思うんですけども、実際にご父兄の方々からは、「とても怖い」という声がどんどん出てきているっていうのをどのように受け止められているのかなっていうのをお聞かせいただければ。

○黒澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 通学路の全部を明るく照らすことは厳しいものがあると私どもは捉えております。先ほど班長が言いましたとおり、年に1回、PTAそれから都市整備課、鹿角地域振興局との所管部分の中で、もちろん学校もですね、改善要望があった場合には、現地に行きまして、状況を見ながらどのような改善方法がいいかというのを都度検証しているという状況にあります。

その中で、街灯に関しては、市道であれば都市整備課が対応するというような中で、都市整備課のほうでも検討する組織がありますので、そちらで検討して、必要な対策を行っている。

例えば、照度不足という問題もあったと思うんですが、それについてもLEDに交換したりとか、LEDが切れているという場合には早急に交換を行ったという対応をしたというふうに聞いておりますので、できる対策は、当然、こちらでも対応したいと思っておりますし、もし、そういった支障箇所があればこちらにお伝えいただければ、都市整備課と折衝を進めてまいります。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第22号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第22号中、当常任委員会所管の予算は、原案のとおり

可決すべきものと決めます。

次に、議案第23号令和6年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 213ページをご覧ください。

議案第23号令和6年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,393万9,000円で、前年度比1億752万4,000円、3.5%の減となっております。

220ページをお願いいたします。

歳入であります。1款国民健康保険税は、被保険者数の減少により、前年度と比較して2,421万4,000円少ない、4億704万6,000円と見込んでおります。

退職被保険者等国民健康保険税の目の廃止につきましては、平成20年度に退職者医療制度が廃止されてから十数年が経ち、経過措置が適用される対象者も全国のごくわずかとなり、財政調整効果が薄れたことから、廃止とされましたので、本市においても、令和6年度から退職被保険者に係る区分を予算書から無くしております。

221ページをお願いします。

4款県支出金の1項1目保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費に対する普通交付金と収納率向上や医療費の適正化など保険者としての取組に対する特別交付金から成りますが、合わせて前年度比3,820万5,000円減の22億8,381万3,000円と見込んでおります。

2項1目、福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療制度の実施に伴う国民健康保険事業への影響を緩和するための県の補助金で、617万3,000円と見込んでおります。

6款1項1目一般会計繰入金金は、繰入れ基準に従い、保険基盤安定繰入金金のほか、事務費分などを繰り入れることとし、2億9,010万2,000円を計上しております。次のページの説明欄に新規に計上した産前産後保険料繰入金金を含めて、すべて法定繰入分であります。

222ページをお願いします。

6款2項1目財政調整基金繰入金金は、前年度と比較して3,116万2,000円減の5,321万7,000円を財源調整として繰り入れます。

次に、225ページをお願いします。

歳出であります。1款総務費は、職員の人件費や一般事務経費、国保連合会負担金、保険税の賦課徴収に係る経費が主なものであります。

1項1目一般管理費は、国保事業の実績報告書や、調整交付金交付申請書の作成に係る専用システ

ムに係る改修委託料などを計上しているほか、次のページの2目連合会負担金は、秋田県国保連合会の事業に対する負担金とシステムの運用に係る負担金を計上しております。

228ページをお願いします。

2款保険給付費であります。1項1目療養給付費は、18億8,657万1,000円を計上しております。被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人当たり医療費は増加しており、1人当たり医療費の過去の伸び率などから必要額を推計しておりますが、被保険者数が減少していることから、3,789万5,000円の減を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2項1目高額療養費は、前項と同様1人当たりとしては増加の傾向にありますが、被保険者数の減少により前年度比1,094万2,000円減の2億9,027万円と見込んでおります。

次のページをお願いします。

3項1目出産育児一時金は、12件分を見込んで600万円を計上し、4項1目葬祭費は70件分の350万円を計上しております。

次のページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分から次のページの3項介護納付金分まで、国民健康保険の財政運営主体である秋田県へ支払う納付金ですが、被保険者数の減少などにより、いずれも減少を見込んでおり、医療給付費分は4億5,947万5,000円、後期高齢者支援金等分は1億7,853万6,000円、介護納付金分は5,858万6,000円を計上しております。

232ページ、4款は保健事業費であります。1項1目保健衛生普及費では、保険衛生部局と連携し、健康意識の啓発等に係る経費を計上しており、データヘルス計画の策定が終了したことから、87万6,000円減の1,164万9,000円となっております。説明欄のコード0210健康教育活動費においては、医療費通知のほか、ジェネリック差額通知、重複・多剤服薬対策としての服薬情報通知を継続実施するとともに、コード0222脳血管疾患対策事業では、野菜摂取量を測定しながら、減塩と合わせて、野菜摂取を推進する取組を充実させてまいります。

次のページをお願いします。

コード0223生活習慣病重症化予防事業では、新たに、健診データやレセプト分析を通じて、生活習慣病の未治療者や治療中断者を推定し、受診を勧奨するための業務委託料を計上しております。

2項1目特定健康診査等事業費では、コード0105特定健康診査事業において、特定健診委託料として受診率43.2%に相当する1,900人分を見込むとともに、未受診者への受診勧奨や、受診者へのフォローアップによる継続受診の働きかけを行うこととし、前年度比132万9,000円増の3,227万5,000

円を計上しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第24号令和6年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 245ページをお願いします。

議案第24号、令和6年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,306万6,000円で、前年度と比較して1,752万3,000円、3.8%の増となっております。主な要因は、団塊の世代の多くが75歳を迎え、新たに後期高齢者医療へ加入することによるものです。

251ページをお願いします。

初めに歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、秋田県後期高齢者医療広域連合が賦課し、市が徴収するものでありますが、被保険者数の増加及び保険料率の改定などにより前年度と比較して864万2,000円、2.8%増の3億1,461万9,000円と見込んでおります。

なお、保険料率については、所得割が0.75ポイント増の9.02%、均等割額が950円アップの4万5,260円となり、限度額は66万円から80万円に引き上げられることとなっております。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分の補填として県が4分の3、市が4分の1を負担することとして一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較して938万9,000円、7.1%の増と見込んでおります。

次に254ページをお願いします。

歳出ですが、1款総務費は、職員の人件費、一般事務経費、徴収費等が主なものであり、例年同

様の経費を計上しております。

次のページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と、一般会計から繰り入れた保険料軽減分に係る保険基盤安定分を広域連合に納付するもので、前年度と比較して 1,803 万 1,000 円、4.1% の増の 4 億 5,715 万 3,000 円を計上しております。

以上で議案第 24 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 24 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 25 号令和 6 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。成田課長。

○成田あんしん長寿課長 263 ページをお開き願います。

議案第 25 号令和 6 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算について説明します。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、49 億 1,806 万 6,000 円で、前年度と比較し 1 億 1,156 万 3,000 円、2.2% の減であります。主な要因は、新たに重層的支援体制整備事業を実施することに伴い、関連する事業が特別会計から一般会計へ移行したことによるものです。

第 2 条は、予算の流用について定めております。

269 ページをお願いします。

続いて、歳入歳出予算の主な内容について説明します。

初めに、歳入です。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の方の保険料で、介護保険条例の改正に伴い、保険料の負担段階を 9 段階から 13 段階に改め予算額を見込んでおります。被保険者数は、前年度より 177 人少ない 1 万 1,653 人と推計し、滞納繰越分を含めた予算額は 8 億 7,235 万 8,000 円で、

前年度より 679 万 4,000 円の減となっております。

3 款国庫支出金から、270 ページの 4 款支払基金交付金、271 ページの 5 款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係る財源として、それぞれの負担割合で計上しております。

7 款 1 項一般会計繰入金は、各事業費に対する市の負担分として、一般会計から繰り入れるものです。

272 ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、保険給付費の財源として、介護給付費準備基金から繰り入れます。

275 ページをお願いします。

続いて、歳出です。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会等費は、介護認定審査会にペーパーレス会議を導入するため、タブレット端末の購入費用など関連経費約 280 万円を計上しております。

276 ページから 277 ページの

2 款 1 項介護サービス等諸費は、要介護認定者への介護サービスに係る給付費です。前年度と比較すると、施設定員の見直しや事業所の廃止等により全体で約 8,383 万円の減となっております。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援認定者への在宅介護サービスに係る給付費です。

279 ページをお願いします。

4 項高額介護サービス等費は、利用者負担において上限額を超えた分を給付するものです。

5 項特定入所者介護サービス費は、低所得者の施設入所等に伴う食事、居住費等の負担を軽減するための費用となります。

3 款 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援認定者等を対象に体力維持や生きがいきづくりなどの介護予防の取組を行うほか、在宅生活を支援するための生活援助ボランティアや配食サービス等の事業を実施します。

280 ページをお願いします。

2 目一般介護予防事業費は、介護予防教室や自立支援に向けたケア会議等に歯科医師やリハビリテーション等の専門職を派遣するための費用を計上しております。

281 ページをお願いします。

2 項 1 目包括的支援事業費は、コード 0121 認知症地域支援・ケア向上事業において、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族への相談支援等を行います。

284 ページをお願いします。

5 款 2 項 1 目一般会計繰出金は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、一般会計へ移行した事

業に充てるため、特別会計から繰り出すものです。財源には第1号被保険者保険料のほか、保険者機能強化推進交付金等を見込んでおります。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、継続審査としておりました、5陳情第12号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、発言していただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 今現在、保険証とマイナンバーカードがダブルで使用しているわけですが、それによって不正受給の問題も出てきているようですし、マイナンバーカードの利用によるDXの推進と市民の健康福祉に資することが期待されておりますので、これは必要であるということで、今回の陳情は不採択が良いと思います。

○黒澤委員長 ただいま不採択という発言がございました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、不採択と決定いたします。

次に、同じく継続審査としておりました、5陳情第15号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、発言をいただきます。田村委員。

○田村委員 いずれ、この陳情は、本市の状況と異なる地域からの陳情になりますけれども、労働人材不足のため外国人労働者を積極的に受け入れている状況にあることに加え、厚生労働大臣も必要な検討を行うという発言をしておりますので、趣旨採択でよろしいのではないのでしょうか。

○黒澤委員長 ただいま趣旨採択という発言がありました。ほかにご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 趣旨採択ということでよろしいですね。

はい。それではこれにつきましては、趣旨採択ということで決したいと思います。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。井上課長。

○井上福祉総務課長 議会最終日におきまして、国が行う物価高騰対策に係る令和6年度の補正予算案件として、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象外で、令和6年度に新たに非課税若しくは均等割のみ課税となる世帯を対象とした低所得世帯支援給付金及び定額減税を十分に受けられない方を対象とした定額減税補足給付金の関連予算について、追加提案を予定しております。

なお、補正額等につきましては、現在、精査中であります。

報告は以上です。

○黒澤委員長 古田課長。

○古田生涯学習課長 同じく最終日に追加提案を予定しておりますので、概要を説明させていただきます。

十和田図書館整備事業であります。5年度の工事はスケジュールどおり進んでいるところであります。本事業ですが、令和5年度と6年度で継続費を設定しておりますが、令和5年度分の建築工事費などについて、契約書に規定する特別契約事項に記載した支払い限度額に合わせて、減額する必要があることから、5年度分の継続費を減額し、減額した分を6年度の継続費に追加するよう調整したいものであります。

このため、継続費は同額のままでありますが、令和5年度と6年度の年割額を変更するため、それぞれ、令和5年度予算と令和6年度予算の補正予算2件について、追加提案いたしますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

以上です。

○黒澤委員長 ただいま当局からの発言に対しまして質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、(2)その他についてはこれで終わります。

【委員会審査報告書の作成】

○黒澤委員長 ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

【閉会中の審査事件】

○黒澤委員長 次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「教育行政及び民生施策の推進について」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますのでご了承願います。

【閉 会】

○黒澤委員長 以上をもちまして本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

今日、職員からも、積極的かつ活発に答弁いただいたこと、大変感謝申し上げます。

18日は休会といたします。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時12分 閉会